

新型インフルエンザ ワクチン接種について

1 ワクチン接種について

今回の新型インフルエンザは「感染力は強いが、多くの場合軽症のまま回復」といわれています。ただし、基礎疾患（糖尿病、ぜん息など）のある人や妊婦、小学校低学年までの児童や幼児などには重症化する傾向が見られます。

新型インフルエンザワクチンは、これまでのデータから重症化や死亡の防止に一定の効果が期待できますが、接種後、はれたり、熱が出るなどの症状が出るケースもあり、まれにはありますが、重篤な症状を引き起こす可能性もあります。

この点をご理解いただいたうえで、個人の判断により接種を受けてください。

2 優先的に接種できる方と接種の方法について

新型インフルエンザワクチンは、順次生産されているため、「死亡者や重症者の発生をできる限り減らすこと」を目的として、より必要性の高い方々が早く接種できるようにすることが重要です。

そこで重症化リスクの高さという観点から下記のとおり優先的に接種できる方のスケジュールが示されました。

福島県が示したスケジュールと接種医療機関に提示する書類 表 1

優先接種対象者		接種開始時期	提示する書類等
妊 婦		11月16日～	母子健康手帳
基礎疾患を有する方	最優先接種基準に該当する方	11月16日～ 11月6日～	優先接種対象者証明書（ ）
	その他の方	12月1日～(予定)	
幼 児（1歳から就学前）		12月14日～(予定)	母子健康手帳又は各種健康保険被保険者証
小学1～3年生に相当する年齢の方		12月21日～(予定)	
1歳未満の小児の保護者		1月4日～(予定)	母子健康手帳、各種健康保険被保険者証又は住民票
優先接種対象者のうち、身体上の理由により接種できない方の保護者等		1月4日～(予定)	優先接種対象者証明書（ ） 各種健康保険被保険者証又は住民票
小学4年生から中学生に相当する年齢の方		1月中旬～(予定)	各種健康保険被保険者証、学生証又は住民票
高校生に相当する年齢の方		1月4日～(予定)	
65歳以上の方（基礎疾患を有する方を除く）		1月中旬～(予定)	各種健康保険被保険者証、運転免許証又は住民票

11月6日から、入院患者等から前倒して接種を開始しています。

優先接種対象者証明書は、かかりつけ医で接種する場合は不要です。

12月1日以降の接種開始時期は、状況により若干変更になる場合があります。

予約開始の目安は、2週間前です。複数の接種医療機関への接種予約はしないでください。

年齢は、接種日時点のものです。

接種実施期間は、平成22年3月末までの予定です。

3 接種費用について

現在、町では優先接種者に対する接種費用の助成を検討しておりますが、助成制度が出来上がる前に接種する場合は、一旦実費をお支払いいただきます。2回接種の場合、全国一律で1回目＝3,600円、2回目＝2,550円（1回目と異なる医療機関で接種した場合は3,600円）となります。

町民の皆様には、助成制度がまとまり次第お知らせいたしますので、ワクチン接種済証や領収書などは、大切に保管しておいてください。

基礎疾患とは・・・慢性呼吸器疾患・慢性心疾患(高血圧を除く)・慢性腎疾患・慢性肝疾患・神経疾患・神経筋疾患・血液疾患・糖尿病・疾患や治療に伴う免疫抑制状態・小児科領域の慢性疾患

上記の疾患・状態で入院中又は通院中の方を優先接種対象者としますが、該当するか否かは、個別に医師が判定しますので、基礎疾患の内容によっては該当しない場合もあります。また、かかりつけ医で接種できない場合は、優先接種対象者証明書を発行してもらい、別の医療機関で接種を受けてください。

4 ワクチン接種が可能な医療機関と接種までの流れ

相双管内でワクチンを接種できる医療機関は、下表のとおりです。

双葉郡内は、すべての医療機関を掲載いたしましたが、相馬市・南相馬市については、病院のみ掲載させていただきました。下表以外は県ホームページ (<http://www.pref.fukushima.jp>) または、新聞各紙(11月7日掲載)にてご確認ください。

入院している方やかかりつけの方のみを受け付ける医療機関は、この表に掲載されていませんので、かかりつけのお医者さんにご相談ください。

基礎疾患を有する方は、かかりつけ医での接種を基本としていますので、接種が可能かどうかは、かかりつけ医にご相談ください。また、基礎疾患を有する方が、かかりつけ医以外で接種する場合は、かかりつけ医が発行する「優先接種対象者証明書」が必要です。

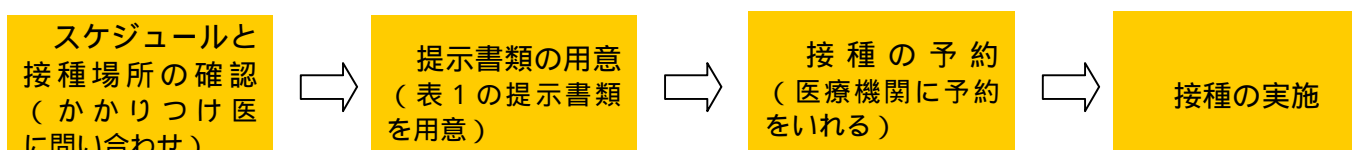
かかりつけ医のない方等は、下表の医療機関で接種をすることができますが、接種は原則予約制ですので、接種を希望される場合は下表の医療機関にご相談ください。

なお、ワクチン接種開始初期においては、ワクチンの供給量が少なく、接種できる人数に限りがあり、かかりつけ医以外での予約は困難な場合がありますので予めご了承願います。

表 2

	医療機関名(電話番号)		医療機関名(電話番号)
富岡町	水谷消化器科外科医院(22-3415)	浪江町	志賀医院(34-2771)
	夜の森中央医院(22-2211)		松本耳鼻咽喉科医院(34-1187)
	富岡クリニック(22-0333)		玉井医院(34-3165)
	川村医院(22-3311)		賛天堂渡部医院(34-2601)
	さくらクリニック(21-0873)		今村クリニック(24-0024)
	今村病院(22-6522)		手塚クリニック(24-0088)
広野町	馬場医院(27-2231)	浪江町	西病院(34-2525)
	根本医院(28-0300)		浪江町国民健康保険診療所(36-2005)
榎葉町	ときクリニック(25-1222)	葛尾村	葛尾診療所(29-2036)
川内村	川内村国民健康保険診療所(38-2009)	相馬市	公立相馬総合病院(36-5101)
大熊町	福島県立大野病院(32-2240)	0244-	相馬中央病院(36-6611)
	鈴木医院(31-0131)	南相馬市	南相馬市立総合病院(22-3181)
双葉町	酒井クリニック(23-0075)		渡辺病院(22-7000)
浪江町	佐川外科麻酔科医院(34-4005)		0244-
	佐藤内科医院(34-5761)		大町病院(24-2333)

優先接種の対象者に該当する方は、次の順序で、接種を受けてください。



お問い合わせは富岡町保健センター 22-9013